

合併前のたんなんカードを南越前町たんなんカードに 切換えをお願いします

町では、南越前町用たんなんカード（南越前町のマーク）への切換えを行っています。

切換え対象の方は、下の1、2、3全ての項目に該当する方です。

1. 合併前、旧南条町、旧今庄町、旧河野村に住所登録していた方
2. 現在、印鑑登録をされている方
3. 南越前町用たんなんカードに切換えされていない方



■ 持ち物

<本人が来られる場合>

- ・たんなんカード（本人の物）
- ・身分証明書（免許証等）
- ・認印

<代理の方が来られる場合>

- ・たんなんカード（本人の物）
- ・代理の方の身分証明書と認印
- ・委任状

用紙は本庁1階窓口と各総合事務所にあります。また、下記の内容のものが書いてあれば、別の用紙に書いたものでも構いません。

■ 切換え場所

合併前の住所登録地区でしか切換えはできません。

証明書の発行は、3ヶ所どこでもできます。

合併前の住所登録地が

- ・旧南条町の方…本庁町民税務課 1階窓口
- ・旧今庄町の方…今庄総合事務所 生活企画室
- ・旧河野村の方…河野総合事務所 生活企画室

■ 切換え日時

役場開庁日の8:30～17:00まで（土、日、祝日を除く）

委 任 状

（代理人）

住 所 南越前町 第 号 番地
氏 名
生年月日

私に係る たんなんカード切換え申請につき、上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したので、お届けします。

平成 年 月 日

（本 人）

住 所 南越前町 第 号 番地
氏 名 ㊟（実印）
生年月日

印鑑証明書発行と印鑑登録手続きは……

南越前町の印鑑証明書発行や登録の手続きは、次のとおりです。また、印鑑証明書の発行には、南越前町たんなんカードが必要です。南越前町たんなんカードがないと、窓口でも、自動交付機でも印鑑証明書の発行ができません。

※印鑑証明書以外の証明書（住民票・税証明書等）は、従来どおりたんなんカードがなくても、窓口では発行できます。（認印はご持参ください）

■ 窓口での印鑑証明書発行の手続きについて

<本人が印鑑証明書を取りに来られた時>

必要なもの

- ・たんなんカード ※実印は必要ありません。

<代理者が印鑑証明書を取りに来られた時>

必要なもの

- ・たんなんカード（本人）、認印（代理者）

※実印、委任状は、必要ありません。

■ 印鑑登録の手続きについて

<本人が印鑑登録に来られた時>

必要な物

- ・身分証明書（免許証等、顔写真があるもの）
- ・実印 ※暗証番号が登録できます。

<代理者が印鑑登録に来られた時>

その場で、すぐに印鑑登録はできません。まず申請書に記入して手続きを行います。その後、本人に対し、印鑑登録申請があったことを確認する書類を送付します。その書類を本人が確認し、また、本人が全てを記入し、代理の方がその書類を役場に持参して、はじめて印鑑登録ができます。

この代理の方の申請には、印鑑登録を必要とする方の実印と、代理者の認印が必要です。 ※暗証番号の登録はできません。

● 問い合わせ先 ●

町民税務課 ☎47-8015
今庄総合事務所 ☎45-8000
河野総合事務所 ☎48-7701